

静岡消防の概況



静岡市消防イメージキャラクター
「かけつけ消防3部隊 カワセミーズ」

事業概要

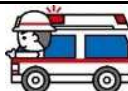
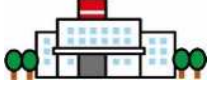
静岡市消防局は、静岡県中部に位置する３市２町（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）を管轄とし、約８３万住民の命を預かる消防組織です。

複雑多様化する災害に対応するため、災害対応に重要な役割を担う消防庁舎の改修、消防車両等の整備を進めるとともに、令和６年４月から、適正な組織運営を確保するため、消防長の直轄組織として、新たに「消防管理室」を設置しました。

また、人材育成の強化を図るため、研修等を拡充させ、職員の資質向上に努めるとともに、女性職員が活躍できる職場環境の整備を推進するなど、地域住民へのより良い消防サービスの提供に努め、「静岡地域の安全・安心を未来へつなぐ消防」を目指します。

ひと目でわかる静岡消防

令和8年4月1日現在

概況	 構成市町・面積	 管轄区域の人口	 管轄区域の世帯数	 消防予算
	静岡市 1,411.93 ㎢ 島田市 315.70 ㎢ 牧之原市 111.69 ㎢ 吉田町 20.73 ㎢ 川根本町 496.88 ㎢ 計 2,356.93 ㎢	静岡市 665,330人 島田市 93,468人 牧之原市 41,344人 吉田町 28,700人 川根本町 5,421人 計 834,263人	静岡市 318,346世帯 島田市 38,470世帯 牧之原市 15,755世帯 吉田町 10,742世帯 川根本町 2,600世帯 計 385,913世帯	12,130,059千円
組織・施設	 本部・署所	 消防職員	 消防団員	 職員の採用人数
	消防本部 1室2部8課 消防署 9署 出張所 25所 (1分署含む)	条例定数 1,058人 職員総数 1,048人 (うち女性 50人)	静岡市 2,111人 島田市 697人 牧之原市 442人 吉田町 117人 川根本町 225人	31人 (うち女性4人)
車両・水利	 ポンプ車等	 特殊車等	 救急車	 消防水利
	主な車両 ポンプ車 39台 化学車 10台 救助工作車 9台 はしご車 6台 指揮車 13台	大型放水砲搭載ホース延長車 大容量送水ポンプ車 拠点機能形成車 特殊災害対応自動車 大型除染システム搭載車 消防ヘリコプター 各1台 情報収集活動ドローン 2台 水上オートバイ 2台	救急自動車 36台	消火栓 14,672基 防火用水槽 2,524基 防火用井戸 898基 プール 302箇所
災害の状況 令和7年実績	 火災件数	 出火原因	 救急件数	 その他の出動件数
	静岡市 139件 島田市 26件 牧之原市 14件 吉田町 14件 川根本町 7件 計 200件	1位 放火 25件 (放火の疑いを含む) 2位 たばこ 18件 3位 電気機器 17件	静岡市 41,664件 島田市 4,570件 牧之原市 2,054件 吉田町 1,171件 川根本町 362件 行政管轄外 76件 計 49,897件	救助出動 468件 偵察出動 731件 警戒出動 67件 PA連携出動 3,991件 危険排除出動 517件 風水害出動 14件 等
予防・広報	 防火対象物数	 危険物施設数	 消防訓練	 消防音楽隊
	静岡市 24,860件 島田市 2,699件 牧之原市 1,951件 吉田町 1,107件 川根本町 264件 計 30,881件	静岡市 2,018件 島田市 300件 牧之原市 287件 吉田町 242件 川根本町 59件 計 2,906件	静岡市 316件 島田市 28件 牧之原市 20件 吉田町 14件 川根本町 1件 計 379件 (令和7年度実績)	隊員数 37人 出演回数 15回 訓練回数 56回 (出演及び訓練回数は、令和7年度実績)

※ 災害の状況については、令和7年中の件数を示す。

静岡消防のあゆみ

M22. 4	静岡市消防組規則及び消防組諸給与規定を公布し、公設静岡市消防組が創設された。
M27. 2	消防組規則（勅令第 15 号）公布
M37. 11	静岡警察署屋上に火の見所を設け、警鐘をもって出火を周知し、静岡市常備消防の起源となった。
T12. 2	辻・江尻・入江・清水・不二見・三保 6 ケ町村の消防組役員が清見潟消防連盟規約を議定した。（清水市）
S 3	現下清水町に清水市消防の前身である清水市消防組常設部が設置された。
4. 1	静岡市常備消防部が設置された。
S 7. 4	近隣 8 ケ村が合併し、静岡市域の拡張があり、静岡市消防組も 22 部に増大した。
S 8. 4. 1	静岡市常設消防部が設置された。
6. 23	宮ヶ崎出張所を移転し、北番町出張所を開所した。（静岡市）
10. 31	駒形通一丁目第 2 部出張所を移転し、森下出張所を開所した。（静岡市）
S10. 7. 11	地震のため大谷、高松、小鹿方面に被害。死者 8 人、家屋全半壊 1,649 戸。
8	静岡市常設消防本部を追手町 39 番地の 1 に開庁した。
S11. 10. 15	静岡市弥勒三丁目 22 番地の 4 に、安倍川出張所を開所した。
S14	警防団令発布により清水市消防組と清水市警防団を解散、警防団が結成した。
4. 1	静岡市消防組は発展的に解消、警防団に改組設置した。
S15. 1. 15	静岡大火（全焼 5,170 戸、半焼 99 戸、死者 4 人、負傷者 778 人、被災者 28,152 人）
10	静岡市音羽町清水公園内に清水出張所を開所した。
S17. 1	静岡市用宗に常備消防部用宗分遣所を開所した。
S19. 10	戦争の激化により、用宗分遣所を一時閉鎖した。（静岡市）
S20. 6. 20	空襲により、静岡市内 221 町、焼失 25,239 戸、全半壊 1,483 戸、死者 1,873 人、重傷者 830 人、罹災者 118,746 人を出し、市の大半が焼土と化した。
S22	消防組織法の公布により、警防団令が廃止された。
10. 31	警防団を廃止した。（静岡市）
11. 1	静岡市消防団を組織した。
S23	消防組織法の公布により、清水市消防組織を改革。警防団を解散し、消防団を発足した。
S24. 4. 1	消防組織法に基づき、消防本部を創設。消防団常備消防部を廃止し、消防署を設置した。（静岡市）
5. 24	静岡市緑町官有無番地に消防署城東出張所を開所し、消防署清水出張所を廃止した。
5. 29	静岡市大谷 2255 番地の 4 に消防署大谷分遣所を開所した。
6. 2	静岡市曲金三丁目 57 番地に消防署曲金分遣所を開所した。
12. 2	静岡市安西五丁目 114 番地に消防署安西出張所を開所した。
S25	消防組織法に基づき、清水市消防本部・消防署が職員 31 人、ポンプ車・タンク車各 1 台をもって誕生した。
6. 1	昭和 19 年 10 月から閉鎖中の消防署用宗分遣所を再開した。（静岡市）
S27. 12	消防署曲金分遣所を増築、出張所に昇格した。（静岡市）
S29	飯田・高部 2 個村合併により、消防団 12 個分団とした。また市庁舎の落成により、市庁舎へ消防本部・署が移転した。（清水市）
10. 23	静岡市古庄 563 番地の 5 に消防署上土分遣所を開所した。
12. 27	静岡市水道町官有無番地に消防署水道出張所を開所した。
S30. 6. 1	安倍郡の 4 ケ村（服織、南藁科、中藁科、美和）の各村が静岡市に合併された。
S32. 2. 28	午後 6 時 50 分頃、静岡市牛妻 3241 番地より出火した火災は、西風にあおられ、焼失面積 10,698 m ² 、焼失棟数 188 棟、山林 2,519 アール、焼失世帯 109 世帯、罹災人員 519 人（死者 1 人）、損害額 169,072,500 円の大火となった。
S33. 2. 18	静岡市馬淵六丁目 78 番地の 3 に第 10 分団と併設の消防署馬淵出張所を開所した。これに伴い消防署八幡出張所を廃止した。

S33. 11. 1	静岡市新富町五丁目 1 番地に、第 3 分団併設の消防署新富出張所を開所し、消防署安西・安倍川出張所を分遣所として消防体制を強化した。
S36. 11. 1	昭和 33 年に廃止した消防署八幡出張所を分遣所として従前の位置に再開した。(静岡市)
S37	清水市有度地区に有度出張所を開所した。
1. 11	消防本部及び署庁舎を竣工し、開庁した。(静岡市)
S38	清水市三保地区に消防署三保出張所を開所した。
9	消防法の改正により救急業務を開始した。(清水市)
S39	清水市興津地区に消防署興津出張所を開所した。
4. 1	消防法の改正により、救急業務が消防に義務付けられたため、救急車 1 台、隊員 7 人により業務を開始した。(静岡市)
S40	消防庁舎落成、消防本部・消防署・団本部が市庁舎より移転した。(清水市)
2. 1	消防署安倍川分遣所を改築開所した。(静岡市)
S42	清水市江尻地区に消防署江尻出張所を開所した。
2. 8	静岡市駒形通一丁目 2-12 キャパレー「グランドマル」の火災現場において、消防職員 1 名が殉職し、2 月 20 日城内小学校において消防葬を執行した。
S44. 1. 1	安倍郡の 6 ケ村(大河内、梅ヶ島、玉川、井川、清沢、大川)が静岡市と合併した。
S46	消防職員待機宿舎[20 戸]を建設した。(清水市)
6. 26	消防署城東出張所を改築開所した。(静岡市)
8. 1	静岡市中田 1273 番地の 1 に南消防署庁舎が竣工し、開署した。
S47	清水市南消防署を開署した。従前の消防署を清水市中央消防署に改称した。
S49. 1. 19	公務中に病死した消防職員の消防葬を城内小学校において執行した。(静岡市)
3. 30	静岡市鎌田 54 番地の 3 に中央消防署鎌田出張所を新設開所した。
6. 29	南消防署曲金出張所を改築開所した。(静岡市)
7. 7	7 月 7 日から 8 日にかけて、台風 8 号及び梅雨前線による集中豪雨のため、静岡市において死者 23 人、負傷者 28 人、被害家屋 22,982 戸、被害総額 39,783,173,000 円、清水市において死者 4 人、被害総額 25,300,000,000 円にのぼる未曾有の水害が発生した。
S50. 3. 29	静岡市瀬名 552 番地に中央消防署瀬名出張所を開所した。
〃	静岡市水上 28 番地の 10 に南消防署大谷出張所を開所した。
S54	清水市東消防署を開署した。従前の清水市中央消防署を清水市中消防署に改称した。
4. 1	静岡市東消防署を開署した。これに伴い、中央消防署上土出張所を廃止した。
7. 11	18 時 40 分頃、東名高速道路日本坂トンネル下り線 169.1 キロポスト付近で車両衝突事故により火災が発生。車両 189 台が焼損し、死者 7 人、傷者 2 人、損害額 840,728,000 円の大火災となった。(静岡市)
S55. 8. 16	9 時 30 分頃、静岡市紺屋町ゴールデン地下街において、ガス爆発が発生。消防隊による人命検索、避難誘導その他一連の消防活動中、9 時 56 分に第 2 次爆発が発生し、死者 15 人(消防職員 4 人、団員 1 人、その他 10 人)、重軽傷者 222 人、焼失面積 1,732.49 m ² という大惨事が発生、同日 15 時 30 分に鎮火した。この火災現場において、殉職した消防職員 4 人及び消防団員 1 人の消防葬を 9 月 14 日、静岡市民文化会館において執行した。
S56. 3. 23	消防本部、中央消防署庁舎を開庁した。(静岡市)
4. 1	中央消防署安西出張所を移転、中央消防署山崎出張所を開所した。(静岡市)
S58. 4. 1	中央消防署水道出張所を移転、中央消防署平和出張所を開所した。(静岡市)
〃	清水市役所庁舎落成、消防本部が 7 階に移転した。
S60. 2. 1	南消防署馬淵出張所及び同八幡救急隊派遣所を廃止、南消防署稲川出張所を開所した。(静岡市)
S62. 2. 2	中央消防署新富出張所及び安倍川出張所を廃止、中央消防署南田町出張所を開所した。(静岡市)
S63. 3. 10	有度出張所、消防団第 12 分団併設庁舎を開所した。(清水市)
4. 1	消防音楽隊を隊長以下 40 人で発足した。(静岡市)
H 3. 4. 1	消防山岳警備隊を隊長以下 15 人で発足した。(静岡市)

H 3. 6	消防音楽隊を発足した。(清水市)
12	興津出張所を移転、開所した。(清水市)
H 4. 3	中消防署西分署を開署した。(清水市)
H 5. 7. 19	水難救助隊が発足、南消防署用宗出張所に配置した。(静岡市)
H 6. 3	消防緊急情報システムを導入した。(清水市)
9	南消防署三保出張所・消防団第 7 分団併設庁舎を開所した。(清水市)
H 7. 3. 22	消防総合情報システム指令系を導入した。(静岡市)
H 8. 1. 25	消防総合情報システム支援系を導入した。(静岡市)
H11. 10. 1	南消防署曲金出張所を廃止、南消防署東豊田出張所を開所した。(静岡市)
H14. 4. 1	中消防署を新築移転、江尻出張所と統合し開署した。(清水市)
H15. 4. 1	静岡市、清水市が合併し、新「静岡市」が誕生した。これに伴い、静岡市消防本部が新たに発足した。追手町消防署井川出張所を開所した。
H16. 4. 1	消防本部の機構改革に伴い、救急救助課、査察課を設置した。また、清水支部を廃止、清水分室を開室した。
H17. 4. 1	全国 14 番目の政令指定都市「静岡市」が誕生。機構改正を行い、市長部局から防災部門を統合し、静岡市消防防災局と名称変更した。
H18. 3. 31	静岡市と蒲原町が合併した。これに伴い、旧蒲原町における消防業務は庵原地区消防組合に委託した。
4. 1	消防防災局の機構改正により、救急救助課を救急課とした。
11. 1	消防総合情報システムを導入した。
H19. 4. 1	消防防災局の機構改正により、調整室を設置した。また、湾岸消防署小島出張所を開所した。
H20. 4. 1	静岡市消防航空隊が隊長以下 9 人で発足した。また、特別高度救助隊が隊長以下 15 人で発足し、追手町消防署南田町出張所に配置された。
〃	静岡・清水・蒲原の消防団を統一し、静岡市消防団を結成した。
11. 1	静岡市と由比町が合併した。庵原地区消防組合の解散に伴い、湾岸消防署庵原分署を開署した。
H21. 2. 11	追手町消防署井川出張所を新築移転した。
4. 1	消防防災局の機構改正により、警防課清水分室を廃止した。
4. 30	昭和 47 年に建築された日本平消防署管理棟の建替えが完了した。
H22. 3. 18	日本平消防署車庫棟の建替えが完了した。
4. 1	静岡市の組織機構改正により「静岡市消防防災局」を「静岡市消防局」に名称変更し、消防本部機能に特化させ、消防部を「消防部」(消防総務課、予防課、査察課)と「警防部」(警防課、救急課、指令課、航空課)に分け、二部制とした。防災部門は市長部局に移管された。
H23. 3. 11	14 時 46 分頃、三陸沖を震源としたマグニチュード 9.0 の日本国内観測史上最大の地震、「東北地方太平洋沖地震」が発生。緊急消防援助隊静岡県隊として、陸上部隊延べ 100 隊・445 人(22 日間)が福島県へ、航空部隊延べ 14 隊・89 人(14 日間)が岩手県へ出動した。
H24. 4. 1	千代田消防署しずはた出張所を開所した。
H25. 10. 16	台風 26 号の影響により、東京都伊豆大島において大規模土砂災害が発生。24 時間雨量は 824 ミリに達し、死者 36 人、行方不明者 3 人を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として静岡市消防局から陸上部隊延べ 9 隊・34 人(16 日間)が出動し、被災地での救助、捜索活動を行った。
H26. 9. 27	御嶽山噴火災害が発生。死者 57 人、負傷者 59 人、行方不明者 6 人を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として、長野県木曽郡木曽町・王滝村に、静岡市消防局から陸上部隊延べ 24 隊・97 人(延べ 20 日間)が出動し、被災地において救助・捜索活動を行った。
H27. 11. 24	追手町消防署、石田消防署の名称を葵消防署、駿河消防署にそれぞれ改めた。 消防本部・駿河消防署庁舎の供用開始に伴い、消防本部の位置を静岡市駿河区南八幡町 10 番 30 号に改めた。

H28. 3. 28	静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の首長により、消防事務の委託に関する協議書・規約が締結された。
4. 1	静岡市は、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の消防団及び消防水利を除く消防事務を受託し、3市2町による消防広域化を実現した。 島田消防署、牧之原消防署、吉田消防署を新たに加え、かつ、財産管理課を新たに設置した。これにより、消防局の組織は、1局2部8課9消防署1分署23出張所、職員条例定数が1,039人となった。
H30. 3. 1	湾岸消防署を清水区庵原町に移転し、名称を「港北消防署」と改めて開署した。
R 2. 4. 1	清水消防署に清水第2救急隊（日勤救急隊）を発足した。
7. 5	1時34分覚知の吉田町川尻地内大規模倉庫火災において、消防隊による一連の消防活動中、2時7分頃に爆発が発生、消防職員3人、警察官1人が殉職、負傷者3人、焼損面積6,856.95㎡という大惨事となり、翌6日7時15分に鎮火した。この火災現場において、殉職した消防職員3人の消防葬を8月27日、静岡市民文化会館において執行した。
R 3. 2. 5	昭和54年に建築された千代田消防署の大規模改修工事を完了した。
4. 1	消防局の機構改正により、警防課災害対策係を同課「災害機動支援・部隊管理室」に改めた。
7. 3	静岡県熱海市土石流災害が発生。死者27人、負傷者4人、行方不明者1人を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として、静岡市消防局から指揮支援隊延べ24隊・144人（延べ24日間）、静岡県内応援隊として、陸上部隊延べ311隊・1156人（延べ32日間）が熱海市へ出動し、被災地において救助・捜索活動を行った。
12. 17	昭和56年に建築された葵消防署の大規模改修工事を完了した。
R 4. 4. 1	消防局の機構改正により、警防部を再編し、安全対策課を新たに設置するとともに、航空課を警防課内に編入した。
8. 13	21時50分覚知の静岡市葵区呉服町ビル火災において、消防隊による一連の消防活動中、消防職員1人が殉職。この火災現場において、殉職した消防職員の消防葬を9月28日静岡市民文化会館において執行した。
R 6. 1. 1	令和6年能登半島地震が発生。死者245人、負傷者1,302人を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として、静岡市消防局から陸上部隊（静岡県隊）延べ104隊・348人（延べ21日間）が石川県珠洲市へ出動し、被災地において救助・捜索活動を行った。また、航空部隊（航空後方支援小隊）延べ3隊11人（延べ10日間）が小松市へ出動し、航空部隊の後方支援を行った。
4. 1	消防局の機構改正により、消防長の直轄組織として、新たに「消防管理室」を設置した。
R 7. 2. 26	岩手県大船渡市林野火災が発生。林野被害3,370ha、死者1名、建物被害222棟（住家87棟・住家以外135棟）を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として、静岡市消防局から航空部隊（航空後方支援小隊）1隊4名（5日間）が大船渡市へ出動し、航空部隊の後方支援を行った。
R 7. 4. 1	静岡市葵区井川1151番地に、静岡市井川地区消防職員等住宅を新築した。
R 8. 4. 1	消防局の機構改正により、牧之原消防署榛原出張所を開所するとともに、吉田消防署が管轄していた牧之原市の一部を牧之原消防署の管轄とした。また、牧之原消防署に牧之原指揮隊を配置した。 南田町出張所及び初倉出張所に日勤救急隊を配置し、これにより清水消防署日勤救急隊を含め、合計3隊となった。

静岡市の概況

静岡市は、静岡県を中心に位置し南に日本最深の駿河湾、北に3,000m級の山々が連なる南アルプスを配し、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれ、独自の文化や産業を育み、日本の中枢都市として発展を続けています。

また、東西南北をつなぐ交通の軸である、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道、さらには国際貿易と遠洋漁業の基地である「清水港」などの大規模な社会資本が充実しており、様々な中枢管理機能が集積した都市としての性格も併せ持っています。

このように静岡市は、生活に豊かな恵みを与える中山間地域をはじめとした自然環境、利便性の高い都心部、さらには固有の歴史、文化、産業など、世界中の魅力ある都市にも決して引けを取らない、数多くの貴重な地域資源を有しています。

令和8年度からスタートする「第5次静岡市総合計画」は、静岡市の多様な魅力を活かしつつ、人口減少の進行とその影響に対応する必要性を示した構想であり、従来型の市政から、未来像を起点とする手法へ転換し、市民の幸福や暮らしの質といった成果を重視し、市民・企業・行政等の共創により、「誰もが安心して暮らし続けたいまち」の実現を目指しています。

<u>市政施行</u>	平成15年4月1日
<u>人 口</u>	665,330人
<u>世 帯 数</u>	318,346世帯
<u>市域面積</u>	1,411.93km ²
<u>市 の 木</u>	ハナミズキ
<u>市 の 鳥</u>	カワセミ
<u>市 の 花</u>	タチアオイ

※人口及び世帯数は、令和8年4月1日現在の
住民基本台帳及び外国人登録の合計

※平成15年4月1日、旧静岡市と旧清水市が
合併し、新たな静岡市が誕生

※平成20年11月1日に旧由比町が静岡市に合
併（編入）した。



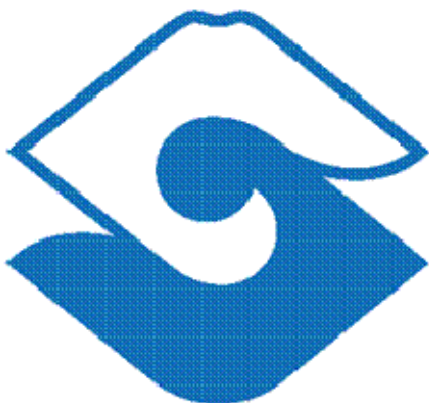
市面積、世帯数、人口の推移

(各年4月1日)

	面積 (k m ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
令和4年度	1,411.83	315,503	692,374
令和5年度	1,411.93	316,207	686,746
令和6年度	1,411.93	316,965	675,610
令和7年度	1,411.93	317,609	670,258
令和8年度	1,411.93	318,346	665,330
葵 区	1,073.75	116,860	241,687
駿 河 区	73.06	98,531	204,404
清 水 区	265.12	102,955	219,239

(人口及び世帯数は住民基本台帳及び外国人登録の合計)

市 章



市章デザインの原案は、全国から寄せられた6,774件のデザインの中から、市民投票を経て、決定したものです。

このマークは、静岡・清水、そして新「静岡市」の頭文字「S」を発想の基本に、自然と都市機能が見事に調和した豊かな都市イメージを表現しています。

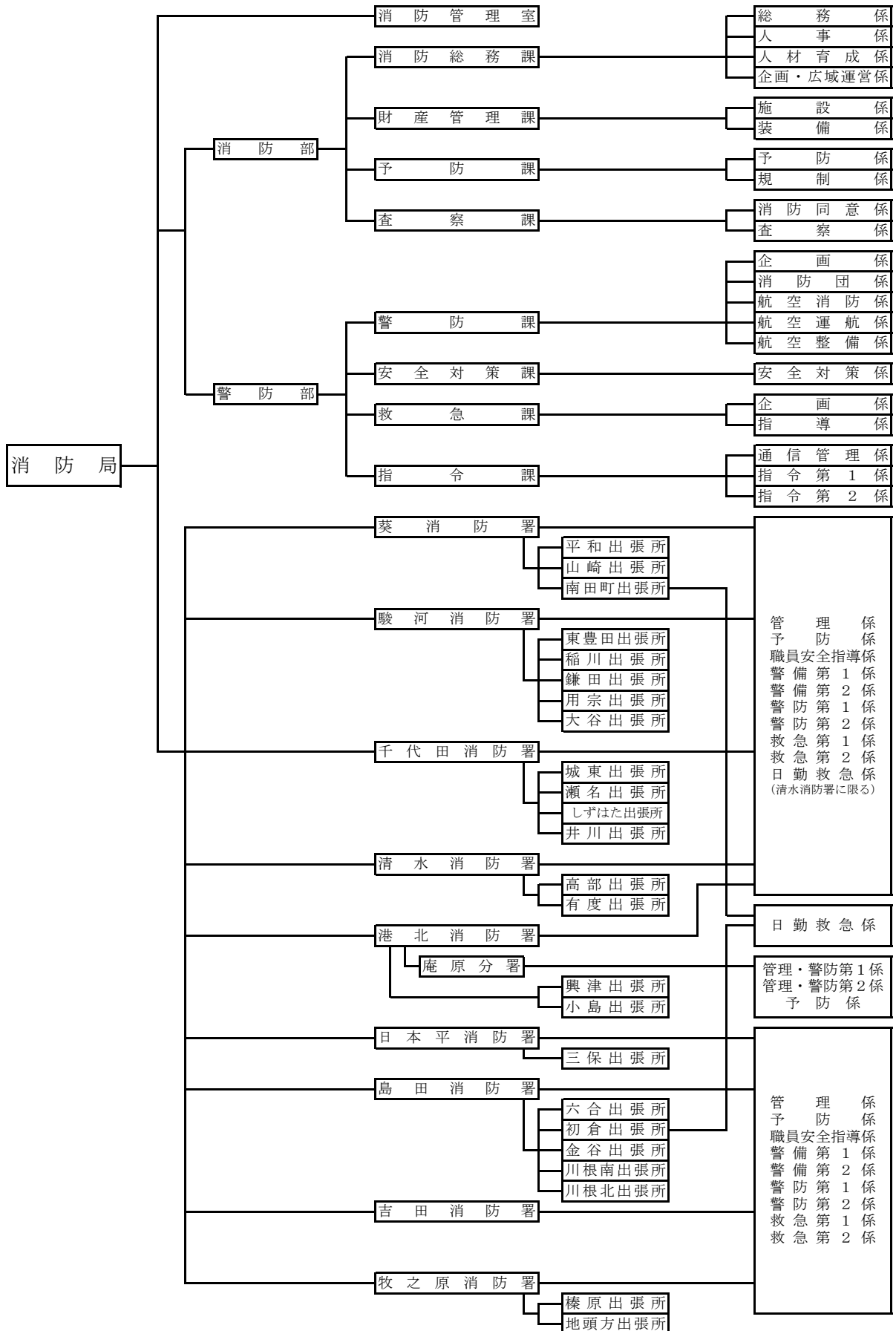
日本のシンボルである富士山と駿河湾の波のシンプルな造形が、活力あふれる未来、交流・連帯を基盤に飛躍する新しい都市、広がる市民の豊かな暮らしを感じさせます。

シンボルカラーの「ブルー」(スマルト)は、清潔感と透明性を表し、空や海のようにどこまでも続く国際性、開放性を表現しています。

消防局組織図

(1局1室2部8課9署1分署24出張所)

(令和8年4月1日現在)



消 防 庁 舎 状 況

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

名 称		所 在 地	建設年月	構 造	敷地面積(㎡)	延べ面積(㎡)
消 防 局		駿河区南八幡町10番30号	H27. 3	鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建て	8, 818. 64	7, 455. 59
葵消防署	葵 消 防 署 本 署	葵区追手町 6 番 2 号	S56. 3	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 8 階建	547. 92	3, 731. 89
	平 和 出 張 所	葵区平和一丁目 3 番58号	S58. 3	鉄筋コンクリート造 2階建	520. 60	387. 01
	山 崎 出 張 所	葵区山崎二丁目 3 番地の 8	S56. 3	鉄筋コンクリート造 2階建	730. 59	367. 75
	南田町出張所	葵区南田町 1 番 1 号	S61. 12	鉄骨造 2階建	561. 81	473. 45
駿河消防署	駿 河 消 防 署 本 署	消防局庁舎と同一				
	東豊田出張所	駿河区聖一色206番地の 3	H11. 9	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建	1, 884. 74	1, 292. 15
	稲 川 出 張 所	駿河区稲川一丁目 5 番12号	S59. 12	鉄骨造 2階建	563. 53	578. 80
	鎌 田 出 張 所	駿河区鎌田54番地の 4	S49. 3	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	1, 079. 53	436. 55
	用 宗 出 張 所	駿河区用宗二丁目 7 番 5 号	S38. 3	鉄筋コンクリート造 2階建	645. 67	293. 65
	大 谷 出 張 所	駿河区水上28番地の10	S50. 3	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	729. 68	319. 13
千代田消防署	千代田消防署 本 署	葵区東千代田二丁目 1 番10号	S54. 3	鉄筋コンクリート造 3階建 3階一部鉄骨造	1, 984. 03	1, 441. 45
	城 東 出 張 所	葵区城東町55番10号	S46. 6	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	854. 01	414. 30
	瀬 名 出 張 所	葵区瀬名一丁目19番11号	S50. 3	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	975. 00	321. 18
	しずはた出張所	葵区下94番地の 1	H24. 3	鉄骨造 2階建	1, 000. 00	736. 06
	井 川 出 張 所	葵区井川994番地の 1	H20. 12	鉄骨造 2階建	1, 202. 06	264. 46
清水消防署	清 水 消 防 署 本 署	清水区東大曲町 6 番 8 号	H14. 3	鉄筋コンクリート 3階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	1, 792. 84	1, 540. 90
	高 部 出 張 所	清水区押切1587番地	H4. 3	鉄骨造 2階建	661. 00	383. 49
	有 度 出 張 所	清水区吉川507番地の 1	S63. 3	鉄骨造 3階建	712. 25	495. 56
港北消防署	港 北 消 防 署 本 署	清水区庵原町592番地の 8	H30. 3	鉄筋コンクリート造一部鉄 骨造 2階建	2, 440. 09	1, 981. 94
	庵 原 分 署	清水区由比716番地の 1	H10. 4	鉄筋コンクリート造 3階建 3階一部鉄骨造	2, 649. 58	2, 418. 00
	興 津 出 張 所	清水区八木間町409番地の 2	H3. 12	鉄骨造 2階建	654. 00	270. 14
	小 島 出 張 所	清水区小河内3445番地の 1	H19. 3	鉄骨造 2階建	801. 14	431. 64
日本平消防署	日本平消防署 本 署	清水区村松625番地の 4	H22. 3	鉄骨造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	1, 255. 00	688. 77
	三 保 出 張 所	清水区三保3503番地の47	H6. 9	鉄骨造 4階建	359. 00	699. 28
島田消防署	島 田 消 防 署 本 署	島田市旗指513番地の 1	H5. 3	鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 3 階	3, 658. 45	3, 505. 63
	六 合 出 張 所	島田市道悦二丁目29番15号	H13. 11	鉄骨造 2階建	989. 47	443. 27
	初 倉 出 張 所	島田市阪本1526番地の 4	S55. 3	鉄骨造 2階建	911. 80	337. 50
	金 谷 出 張 所	島田市島863番地の 1	H6. 4	鉄筋コンクリート造 2階建	2, 304. 90	1, 247. 19
	川 根 南 出 張 所	島田市川根町身成3481番地の 1	H11. 9	鉄骨造 2階建	2, 077. 73	537. 50
	川 根 北 出 張 所	榛原郡川根本町元藤川 2 番地の 4	H9. 9	鉄骨造 2階建	1, 193. 03	532. 99
吉田消防署	吉 田 消 防 署 本 署	榛原郡吉田町住吉1386番地の 5	S62. 3	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建	5, 572. 16	1, 728. 00
牧之原消防署	牧 之 原 消 防 署 本 署	牧之原市波津191番地 1	H25. 4	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造 2階建	14, 628. 73	2, 374. 23
	榛 原 出 張 所	牧之原市細江4405番地 1	H27. 10	鉄骨造 平屋建	2, 199. 71	583. 74
	地 頭 方 出 張 所	牧之原市新庄340番地 2	H28. 4	鉄骨造 2階建	1, 422. 00	426. 45
警防課	格 納 庫	葵区諏訪 8 番地の10 (静岡ヘリポート)	H20. 3	鉄骨造 2階建	300. 00	734. 98
	燃 料 備 蓄 貯 蔵 庫	葵区諏訪 8 番地の10 (静岡ヘリポート)	H29. 3	鉄骨造 平屋建	302. 00	86. 10
曲金消防資機材倉庫		駿河区曲金二丁目 3 番10号	S49. 6	鉄筋コンクリート造 3階建	403. 29	510. 18
川合消防資機材倉庫		葵区川合691番地	S58. 9	鉄骨造 平屋建	128. 00	71. 50
静岡市井川地区消防職員等住宅		葵区井川1151番地	R7. 4	鉄骨造 2階建	610. 95	316. 82

消防局・消防署位置図



所 掌 事 務

消 防 局

消防管理室

- (1) 消防事務の監察に関すること。
- (2) 警防業務の監察に係る助言及び支援に関すること。
- (3) 局の内部統制の総括に関すること。
- (4) 消防長の命による特定の事務に関すること。

消 防 部

消防総務課

- (1) 組織及び職務権限に関すること。
- (2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (3) 所管に係る情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 公印に関すること（局専用市長印の管理を含む。）。
- (5) 儀礼及び交際に関すること。
- (6) 消防審議会に関すること。
- (7) 消防職員委員会に関すること。
- (8) 消防音楽隊に関すること。
- (9) 職員の任免、服務、給与、研修、福利厚生等に関すること。
- (10) 職員の配置に関すること。
- (11) 表彰に関すること。
- (12) 公務災害補償等に関すること。
- (13) 消防に係る政策の企画及び総合調整に関すること。
- (14) 条例、規則その他例規の制定及び改廃に関すること。
- (15) 広報及び広聴に関すること。
- (16) 消防長会に関すること。
- (17) 局の予算及び決算に関すること。
- (18) 消防事務の受託に関すること。
- (19) 各消防署との総合調整に関すること。
- (20) 局の危機管理に関すること。
- (21) 局の政策法務の推進に関すること。
- (22) 訴訟及び裁判に関すること。
- (23) 部の庶務に関すること。

財産管理課

- (1) 消防施設等（水利施設を除く。以下同じ。）の効率的な資産管理の推進に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 消防施設等に関すること。
- (4) 物品の購入、修理及び処分に関すること。

- (5) 消防車両及び機器の整備及び管理に関すること。
- (6) 安全運転管理に関すること。
- (7) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

予 防 課

- (1) 火災予防に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 火災予防に係る指導及び広報に関すること。
- (3) 防火管理者及び防災管理者の指導育成に関すること。
- (4) 防火協力団体の指導育成に関すること。
- (5) 危険物施設等の規制に関すること。
- (6) 危険物施設等の査察（大規模なもの及び特異なものに限る。）及び違反処理に関すること。
- (7) 危険物流出等の事故原因の調査に関すること。
- (8) 危険物取扱者の指導育成に関すること。
- (9) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に関すること。
- (10) 火災調査等に関すること（大規模なもの及び特異なものに限る。）。
- (11) 火災原因及び火災損害の調査のとりまとめに関すること。
- (12) 火災調査技術の研究及び指導に関すること。
- (13) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に関すること。
- (14) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に関すること。
- (15) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に関すること。
- (16) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

査 察 課

- (1) 査察に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 査察計画及び技術に関すること。
- (3) 違反消防対象物の処理に関すること。
- (4) 予防技術資格者に関すること。
- (5) 建築確認の同意に関すること。
- (6) 消防用設備等に関すること（大規模建築物に限る。）。
- (7) 消防設備士の指導育成に関すること。
- (8) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

警 防 部

警 防 課

- (1) 警防に係る施策（救急に係る事項を除く。）の企画及び調整に関すること。
- (2) 水火災又は地震等の災害に係る施策に関すること。
- (3) 消防水利及び地理に関すること。
- (4) 広域消防相互応援等に関すること。
- (5) 特殊災害に係る施策に関すること。
- (6) 消防団員の公務災害補償に関すること。
- (7) 静岡県消防協会静岡支部に関すること。
- (8) 消防団に関すること。

- (9) 航空業務計画に関すること。
- (10) 回転翼航空機による消防業務及び航空業務並びに広域応援に関すること。
- (11) 回転翼航空機の運航、整備及び管理に関すること。
- (12) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。

安全対策課

- (1) 警防業務（救急を除く。以下同じ。）の安全管理に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 警防業務の活動支援並びに監察及び検証に関すること。
- (3) 警防業務に係る職員の能力及び知識の向上並びに育成に関すること。
- (4) 機関員の養成及び技能管理に関すること。
- (5) 救助業務の計画及び調査に関すること。
- (6) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

救 急 課

- (1) 救急に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 救急業務の計画及び調査に関すること。
- (3) 応急手当の指導及び普及啓発に関すること。
- (4) 民間による患者等搬送事業に係る指導に関すること。
- (5) 救急業務の衛生管理及び安全管理に関すること。
- (6) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

指 令 課

- (1) 通信指令に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 通信施設等に関すること。
- (3) 消防総合情報システムに関すること。
- (4) 消防通信に関すること。
- (5) 災害発生通報の受付に関すること。
- (6) 出動指令に関すること。
- (7) 火災警報等及び消防情報の収集及び伝達に関すること。
- (8) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

消 防 署

○ 管理係

- (1) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 署員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 庁舎及び備品の管理に関すること。
- (6) 署の庶務に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の係の所管に属しないこと。

○ 予防係

- (1) 火災の予防対策に関すること。
- (2) 消防対象物等の査察に関すること。
- (3) 危険物施設等の査察（大規模なもの及び特異なものを除く。）に関すること。
- (4) 消防用設備等に関すること。
- (5) 防火団体等の指導育成に関すること。
- (6) 煙火の消費に係る許可及び消費場所への立入検査等に関すること。
- (7) 高圧ガスの消費に係る立入検査等に関すること。
- (8) 液化石油ガス設備工事の届出の受付に関すること。
- (9) 液化石油ガス器具等の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (10) ガス用品の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (11) 自衛消防組織等の訓練指導に関すること。

○ 職員安全指導係

- (1) 署員の安全管理及び安全指導に関すること。
- (2) 署員の教養に関すること。
- (3) 安全運転管理に関すること。

○ 警備第1係及び警備第2係

- (1) 火災その他災害の調査に関すること。
- (2) 通信施設等の保守及び管理に関すること。
- (3) 消防の車両及び装備品の点検整備に関すること。

○ 警防第1係及び警防第2係

- (1) 水火災等の警防計画に関すること。
- (2) 消防隊の運用及び訓練に関すること。
- (3) 消防水利及び地理に関すること。
- (4) 自主防災組織等の消防訓練指導に関すること。
- (5) 救助に関すること。

○ 救急第1係、救急第2係及び日勤救急係

- (1) 救急に関すること。
- (2) 応急手当の普及啓発に関すること。

分 署

○ 管理・警防第1係、管理・警防第2係

- (1) 分署員の教養、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (2) 庁舎の管理に関すること。
- (3) 分署の庶務に関すること。
- (4) 消防の車両及び装備品の点検整備に関すること。
- (5) 火災等災害活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の係の所管に属しないこと。

○ 予防係

- (1) 消防対象物等の査察に関すること（消防長の定めるものに限る。）。
- (2) 液化石油ガス器具等の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (3) ガス用品の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (4) 火災予防の届出の受付に関すること。
- (5) 自衛消防組織等の訓練指導に関すること。

出張所

- (1) 火災等災害活動に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管内の消防に関すること。